

生活保護における「受給」の空白

定義なき言葉が、300万世帯の給付手続を左右する

報道関係者向け参考資料 2026年8月

この資料について

本資料は、報道関係者・調査担当者を対象として作成した。別稿「生活保護法における『受給』概念の不確定性」（法学者向け詳細分析）と対をなすものである。本稿では専門的な学説の紹介を省き、問題の構造・事実の確認・取材上の論点の整理に絞っている。引用したデータおよび自治体案内の記載は、いずれも公表資料から確認したものである。

1. 今、何が起きているか——三行の要約

全国で現在、生活保護費の「追加給付」が実施されている。対象は約300万世帯、申出期限は令和9年7月31日。

ところが、この手続の仕組みを決定づける「生活保護を受給しているかどうか」という基準は、生活保護法に定義されていない。

その空白が、住む自治体によって「何もしなくても給付される人」と「気づかなければ期限切れになる人」を分ける状況をつくり出している。

2. 背景：最高裁判決と追加給付

令和7年（2025年）6月27日、最高裁判所第三小法廷は、国が平成25年（2013年）から実施した生活扶助基準の引下げについて、判断の過程に過誤・欠落があったとして違法と判断し、保護費の減額処分を取り消した。

この判決を受け、厚生労働省は保護費の追加給付を実施することとした。対象は、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある全世帯（および一定期間の入院・入所、障害者加算の算定等があった世帯）で、全国で約300万世帯が見込まれている。

追加給付の手続は、次の二つに分かれる。

- 手続① 現在も保護を受給中の世帯：**自治体が職権で処理する。本人が申し出る必要はない。
- 手続② 現在は保護を受給していない世帯：**当時保護を受けていた自治体に、本人が申出を行う必要がある。申出の受付期間は令和8年8月1日から令和9年7月31日まで。この期限を過ぎると、追加給付を受け取れなくなる。

3. 問題の核心：「受給」という言葉に法律上の定義がない

この二つの手続の振り分けは、「現在、保護を受給しているかどうか」で決まる。ここに問題が潜んでいる。

生活保護法は「受給」という言葉を定義していない。法律が使う正式な用語は次の二つだけである。

- 被保護者**（生活保護法第6条第1項）＝「現に保護を受けている者」

- **要保護者**（同条第2項）＝「保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者」

「受給」は法律の条文に登場しない。窓口の説明や広報資料で使われる、行政実務上の慣用表現にすぎない。

そして生活保護法は、保護が終わる場合の措置として「停止」と「廃止」の二種類を規定している（同法第26条）。

- **停止**：就労などで収入が増え、当面保護費を支給しなくてよくなった状態。保護費の支給はゼロになるが、保護そのものは廃止されていない。制度上は「被保護者」のままである。
- **廃止**：保護そのものが終了した状態。

この「停止」という状態が、追加給付の手続において判断の空白地帯に置かれている。

4. 行政内部の解釈と、一般の言語感覚のずれ

「停止中」の人が「自分は受給しているか」と問われたとき、一般的な言語感覚はどこへ向かうか。

保護費を1円も受け取っていない状態で「受給している」と答えることは、多くの人にとって直感に反する。「お金をもらっていないのだから、受給していない」――これが自然な言葉の受け止め方だろう。

ところが行政実務の内部には、「停止」はあくまで一時的な中断であって、保護そのものは廃止されていないという解釈がある。その場合、停止中であっても「被保護者」の地位は続いているから、「受給中」の側に含まれるという結論になり得る。

この二つの解釈のどちらが「正しい」かを、生活保護法は決めていない。「受給」の定義がないからである。

そして、この解釈の対立は純粋に言葉の問題にとどまらない。どちらの解釈を採るかによって、当事者が申出を行う必要があるかどうか、給付を受けられるかどうかが変わってくる。

5. 自治体によって対応が割れている実態

この問題が実際の行政実務でどう現れているかを確認するため、全国8地域ブロックから32の自治体の追加給付関連公表資料を調査した。

区分	内容	該当数
A	「停止中」を「受給中」に含め、自動給付（申出不要）と明記	3自治体
B	「受給中以外」を申出必要と定義（停止中が含まれると解される）	1自治体
C	対象になることは明記するが、申出の要否は明示しない	2自治体
D	「廃止」についてのみ言及し、「停止」に触れていない	20自治体
E	詳細が未公表または確認できない	6自治体

32自治体のうち、停止中世帯の扱いを公表資料上で示していたのは合計4自治体にとどまった（A＋B）。20自治体は「廃止世帯」についてのみ言及しており、停止中がどちらの手續に当たるかは公表資料からは判断できない。

この沈黙が実務上の取扱いの相違を意味するのか、実務上は共通の取扱いで単に案内に記載されていないにすぎないのかは、公表資料のみからは断定できない。ただし、どちらであるとしても、当事者の側から見た帰結は変わらない。自分が申出を要するかどうかを、公開されている情報から判断できない状態が現に生じている。

6. 具体例——同じ状況でも案内が異なる

同じ「保護停止中」という状態にある人が、住む自治体によってどう案内されるかを、対照的な2例で示す。

明確な例：埼玉県川口市（区分A）

川口市の公式案内には、「川口市の生活保護を受給中または停止中の世帯」は申出不要と明記されている。「受給中または停止中」と並列表記することで、停止中の人がどちらの手續に当たるかを一義的に示している。当事者が迷う余地がない。

出典：<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/020/2/50489.html>

誤解が生じる可能性がある例：東京都中野区（区分D～E相当）

中野区の案内には「継続して生活保護を受給している場合、手續不要」と記載されている。

ここで問題になるのは「継続して」という表現だ。停止とは支給が一時的に止まった状態であり、日常語では「継続していない」に近い印象を与える。停止中の人がこの案内を読めば「自分は継続していない側かもしれない」と感じて申出に行こうとするか、逆に「廃止はされていないのに、申出が必要な側にも当たる気がしない」と判断の根拠を失うかのどちらかになりやすい。案内には問い合わせ電話番号が付記されており、判断を電話に委ねる構造になっている。

出典：https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/hogo/saikosai-tsuikakyufu.html

7. 同じ構造が過去にもたらした問題——特例貸付の事例

この「受給」という言葉の曖昧さは、現在の追加給付だけの問題ではない。

新型コロナウイルス感染症の影響が広がった2020年以降、社会福祉協議会が実施した生活福祉資金の特例貸付においても、同じ構造が問題を生んでいる。

特例貸付の申込書には「生活保護を受給していない」という確認欄があった。保護停止中で扶助の支給を受けていなかった人が、この欄に「受給していない」とチェックして貸付を受けたところ、後日「停止中であっても被保護者の地位は継続しているから受給中に当たる。記載は虚偽だ」として、貸付金の一括返還を求められる事態が生じた。

当事者の側から見れば、実際に1円も受け取っていない状態を「受給していない」と記載したにすぎない。しかし行政実務側の解釈では「虚偽記載」とされ得る――この矛盾は、「受給」の定義がないことから生まれた。

定義のない言葉の解釈が対立したとき、その不利益が制度の利用者に帰せられる構造がある。この点は、現在の追加給付手続においても同様に当てはまる。

8. 期限と規模

項目	内容
申出受付開始	令和8年8月1日（2026年8月1日）
申出期限	令和9年7月31日（2027年7月31日）
対象世帯数（見込み）	全国約300万世帯
期限超過の帰結	申出を行わなかった世帯は追加給付を受け取れなくなる

停止中の世帯が自分はどちらの手続に当たるかを公表資料から判断できなかった場合、気づかぬまま権利を失う事態が生じる可能性がある。

9. 取材上の論点

以下は、報道・調査の観点から取材先に確認することが考えられる事項である。

厚生労働省に対して

- 「保護停止中」の世帯は手続①（自動給付）・②（申出必要）のいずれに分類されるか。国として正式な整理を行っているか。
- 各自治体に対してどのような通知・指示を発しているか。停止中の取扱いに関する指示は含まれているか。
- 「受給」の意味を明確にする予定はあるか。

自治体（福祉事務所）に対して

- 「停止中」の世帯について、①・②のどちらに分類しているか。
- その判断の根拠は何か（厚労省からの通知か、自治体独自の解釈か）。
- 公表資料に停止への言及がない場合、停止中の当事者への周知はどのように行っているか。

参考：関連一次資料

- 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59214.html
 - 追加給付相談センター（厚生労働省）
<https://tsuikakyufu-sodancenter.mhlw.go.jp/>
 - 現在保護を受給されていない世帯の申出受付期間（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74654.html
 - 法学者向け詳細分析：「生活保護法における『受給』概念の不確定性」（別稿・添付）
-

本資料に記載した自治体の案内内容は、2026年8月時点の公表資料に基づく。各自治体の公式サイトで最新の案内を確認されたい。